

鹿屋市空家等の適正管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鹿屋市空家等の適正管理に関する条例（平成24年鹿屋市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(実態調査)

第3条 条例第5条の実態調査は、原則として当該空家等の外観調査及び施錠確認調査とする。

2 実態調査を行う職員は、鹿屋市職員証を携帯し、空家等の所有者等又は近隣居住者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、実態調査を行う場合に、その敷地内に所有者等の承認のない滞在者の存在が認められるとき、又はその敷地内で犯罪行為発生のおそれがあると認められるときは、市の区域を管轄する警察署長に協力を求めることができる。

(助言、指導等の方法)

第4条 条例第6条第1項の助言又は指導は、空家等の適正管理に関する助言・指導書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による勧告は、空家等の適正管理に関する勧告書（別記第2号様式）により行うものとする。

3 条例第7条の規定による命令は、空家等の適正管理に関する命令書（別記第3号様式）により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 鹿屋市公告式規則（平成18年鹿屋市規則第2号）第2条第2項の規定による掲示場への掲示
- (2) 鹿屋市のホームページへの掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法

2 市長は、条例第8条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、空家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書（別記第4号様式）により、空家等対策の推

進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定又は条例第7条の規定により命令を受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、空家等の適正管理に関する公表に対する意見書（別記第5号様式）により意見を述べなければならない。

4 市長は、条例第8条第1項の規定による公表を行う必要があると認められる所有者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該公表を猶予することができる。

(1) 土地、家屋等の所有者等にそれ以外の財産がなく、生活が困窮で公私の扶助を受けており、かつ、当該財産の相続権利者の援助が得られない相当の理由があり、空家等を適正に管理することが困難な者又はこれに準ずると認められる者

(2) 土地、家屋等の所有権等をめぐって紛争中であり、正当な所有者等の特定が困難な者

(3) 命令の期限までに改善に至らなかったものの、期限後6月以内に改善することを書面で誓約した者

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があると市長が認める者
(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日規則第43号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

別記

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第5条関係）